該当行政書士会会員の皆様へ

日本行政書士会連合会 中央研修所 申請取次行政書士管理委員会

申請取次実務研修会(3/17 東京)中止に伴う受講申込者に対する対応について (至急のお願い)

今般、法務省との協議により、3/17の研修会受講申込みをされ、平成23年3月31日に 届出済証明書が有効期限を迎える方々については、更新届出時に実務研修会の修了証書(写し)の添付が無くても、更新手続を可とする取扱いにすることといたしました。

(ただし、平成 23 年 8 月末日までに実務研修を受けた後、速やかに所属単位会に当該研修の修了証書(写し)を提出することを条件といたします。)

つきましては、年度末のご多忙のところ、誠にお手数をおかけいたしますが、<u>該当される</u>会員におかれましては、速やかに更新必要書類(研修会の修了証書(写し)を除く必要書類)を整え、更新手続を所属単位会に依頼されるようお願いいたします(平成 23 年 3 月 31 日までに提出してください)。

(3月31日の有効期限以降、新たな届出済証明書を受けるまで、地方入国管理局への申請等はできませんので、ご注意ください。)

本件については、所属単位会に対しても通知し、取りまとめの上、可能な限り速やかに所管の地方入国管理局に届出いただくようお願いいたしておりますが、すべて皆様からの提出を受けてからの対応となりますので、ご承知おきいただき、速やかに提出されるようお願いいたします。

なお、上記のとおり、後日、実務研修を受講いただき、同研修の修了証書(写し)を当該 単位会宛に提出いただくようよろしくお願いいたします。